

有害性のリスクアセスメント等：管理目標濃度設定物質

環境・健康

リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化などを目的とした省令の改正が行われました。ばく露限界値が設定されていない物質については、GHS分類に基づいた健康有害性の情報から設定された CREATE-SIMPLE の「管理目標濃度」を目安にばく露の管理を行うことが望まれます。

管理目標濃度設定物質のリスクアセスメント等（初期調査、ばく露の程度の把握、ばく露低減措置）の例を下記に示しました。

管理目標濃度設定物質の有害性のリスクアセスメント等の例

リスクアセスメント		備考
初期調査 (情報収集)	<ul style="list-style-type: none"> ・ SDS (安全データシート) ・ 作業状況、排換気設備の設置状況など ・ ばく露の情報 (実測結果、推定結果) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害性を特定する ・ ばく露の程度を把握するための情報を収集する
ばく露の程度の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易測定等による実測ばく露濃度 ・ 類似作業等からの推定ばく露濃度 ・ 数理モデル (CREATE-SIMPLE) による推定ばく露濃度 ・ できれば個人ばく露測定を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ばく露の程度を把握する ・ 管理目標濃度の 2 分の 1 程度を超える場合、できれば個人ばく露測定を行う (*)
ばく露低減措置	<ol style="list-style-type: none"> ① 代替物等の使用 ② 発散源を密閉する設備、局所排気装置 全体換気装置の設置・稼働 ③ 作業方法の改善 ④ 有効な呼吸用保護具の使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①～④の順にばく露低減措置を検討し措置を講じる (※) ・ 呼吸用保護具の使用は、①～③の措置が不十分な場合の最後の手段である

*管理目標濃度は、ばく露限界値よりも低値（安全側）となる物質が多いことに留意する。
ばく露限界値が設定されていない物質は、測定方法が不明で個人ばく露測定ができないことがある。

※労働者のばく露の程度を管理目標濃度以下とし、さらに最小限度とすることを含めたばく露低減措置を検討し措置を講じる。

kes サポート

課題	kes サポート
ばく露濃度レベルの把握	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリング ◇ 数理モデル (CREATE-SIMPLE 等) による推定
有害性のリスク低減措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 排・換気装置の検査・改善・設置 ◇ 呼吸用保護具のフィットテスト
化学物質管理の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 作業環境管理専門家、化学物質管理専門家による支援 ◇ 労働衛生コンサルタント (労働衛生工学) による支援

本社・関西営業所 TEL:077-548-8251 FAX:077-548-8270

株式会社 近畿エフサイエンス

中部営業所 TEL:059-271-8200 FAX:059-271-8666